

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 4 年 6 月 1 日 至 令和 5 年 5 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団吉田会
- ①  財團  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人
- その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県浜松市浜北区小松 215-2
- (3) 設立認可年月日 平成 05 年 07 月 05 日
- (4) 設立登記年月日 平成 05 年 07 月 16 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	吉田 翼	
理 事	吉田礼子	
同	吉田 慧	
監 事	吉田 敏	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許 可 病 床 数
診療所	吉田クリニック	静岡県浜松市浜北区小松 215-2	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）

居宅介護支援事業

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 07 月 31 日 令和 3 年度決算決定

令和 5 年 05 月 31 日 令和 5 年度事業計画及び収支予算決定

法人名 医療法人社団 吉田会  
所在地 浜松市浜北区小松215番地の2

資産目録  
(令和5年5月31日現在)

1. 資産額	181,917 千円
2. 負債額	35,188 千円
3. 純資産額	146,729 千円

(内訳) (単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	154,829
B 固定資産	27,088
C 資産合計 (A+B)	181,917
D 負債合計	35,188
E 純資産 (C-D)	146,729

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 吉田会  
所在地 浜松市浜北区小松215番地の2

貸 借 対 照 表  
(令和5年5月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		資産の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	154,829	I 流動負債	35,188
II 固定資産	27,088	II 固定負債	0
1 有形固定資産	26,837	負債合計	35,188
2 その他の資産	251	純資産の部	
		科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 利益剰余金	136,729
		純資産合計	146,729
資産合計	181,917	負債・純資産合計	181,917

法人名 医療法人社団 吉田会  
所在地 浜松市浜北区小松215番地の2

### 損 益 計 算 書

自令和4年6月1日 至令和5年5月31日

(単位:千円)

科 目	金 領
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	156,196
2 事業費用	145,636
本来業務事業利益	10,560
事業利益	10,560
II 事業外収益	2,601
III 事業外費用	50
IV 特別利益	13,111
税引前当期純利益	142
法人税等	13,253
当期純利益	2,855
	10,398

## 様式 6

# 監 事 監 査 報 告 書

医療法人吉田会

理事長 吉田 敏 殿

私は、医療法人吉田会の令和4会計年度（令和04年06月01日から令和05年05月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年7月25日

医療法人吉田会  
監事 吉田 敏

